

改正

平成25年12月18日条例第11号

平成27年12月17日条例第18号

宇多津町子ども医療費支給に関する条例

(目的)

**第1条** この条例は、子どもの医療費の一部をその保護者に支給することにより、子どもの疾病の早期発見と治療を促進するとともに、子育てに係る経済的負担を軽減し、もって子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において「子ども」とは、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者をいう。

2 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で子どもを現に監護する者をいう。

3 この条例において「医療保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法 (大正11年法律第70号)
- (2) 船員保険法 (昭和14年法律第73号)
- (3) 国家公務員共済組合法 (昭和33年法律第128号)
- (4) 地方公務員等共済組合法 (昭和37年法律第152号)
- (5) 私立学校教職員共済法 (昭和28年法律第245号)
- (6) 国民健康保険法 (昭和33年法律第192号)

4 この条例において「医療費」とは、医療保険各法の規定により、保険給付を受ける者が負担すべき額をいう。

5 この条例において「保険医療機関等」とは、社会保険各法に基づく病院、診療所、薬局、指定訪問看護事業者及び保険者が特に認めたものをいう。

(対象者)

**第3条** この条例により医療費の支給を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、医療保険各法の規定による被保険者又はその被扶養者であり、かつ、宇多津町の区域内に住所を有する子ども(生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている子どもを除く。

以下「対象となる子ども」という。)の保護者とする。

2 前項の規定にかかわらず、対象となる子どもで、満6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から満15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者のうち、次の各号のいずれかに該当する者の保護者は支給対象者としなない。

(1) 宇多津町重度心身障害者等医療費支給に関する条例(昭和49年条例第10号)第3条に規定する子ども

(2) 宇多津町ひとり親家庭等医療費支給に関する条例(昭和51年条例第15号)第3条に規定する子ども

(受給資格者証の交付等)

**第4条** 医療費の支給を受けようとする対象者は、規定で定めるところにより、町長に申請し、受給資格者証の交付を受けなければならない。

2 医療費の支給は、前項の申請に基づき受給資格者証の交付を受けることができる日の属する月(正当な理由により、前項の交付の申請が遅れたときにあつては、町長の認める月)以後において受けた医療について行うものとする。

(医療費の支給)

**第5条** 町長は、受給資格者(支給対象者であつて前条第1項に規定する受給資格者証の交付を受けた者をいう。以下同じ。)に対し、その対象となる子どもの疾病又は負傷について、保険医療機関等において保険給付を受ける場合に要した一部負担金に相当する額を支給する。ただし、附加給付等を受けるとき又はその他の法令の規定に基づき国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたときは、当該給付に相当する額を控除した額を支給するものとし、現に要した費用の額を超えることはできない。

2 前項の規定にかかわらず、町長は支給する医療費の額について、必要な調整をすることができる。

(支給の方法)

**第6条** 町長は、前条に定める支給すべき額を当該受給資格者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。

2 町長は、受給資格者が医療費を保険医療機関等に支払った場合は、当該受給資格者の申請に基づき医療費を支給するものとする。

3 町長は、第1項の規定による保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を香川県国民健康保険団体連合会及び香川県社会保険診療報酬支払基金に委託するものとする。

4 第2項の申請は、対象となる子どもが保険給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年以内に行わなければならない。

(損害賠償の返還)

**第7条** 町長は支給対象者が対象となる子どもに係る疾病又は負傷に関して損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、子ども医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した子ども医療費の額に相当する金額の全部若しくは一部を返還させることができる。

(不正利得の返還)

**第8条** 町長は、偽りその他不正の手段により子ども医療費の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

**第9条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成24年4月1日より施行する。

#### 附 則 (平成25年12月18日条例第11号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成27年12月17日条例第18号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(宇多津町乳幼児医療費助成に関する条例の廃止)

2 宇多津町乳幼児医療費助成に関する条例(平成19年3月19日条例第10号)は廃止する。

(宇多津町乳幼児医療費助成に関する条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例による廃止前の宇多津町乳幼児医療費助成に関する条例の規定による医療費の助成については、なお従前の例による。

(経過措置)

4 この条例による改正後の宇多津町子ども医療費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける保険給付に係る医療費の支給について適用し、同日前に受けた保険給付に係る医療費の支給については、なお従前の例による。